

# 湖西市応援寄附金（ふるさと納税）協力事業者募集要項

## 1 目的

ふるさと納税（寄附金）制度による湖西市への寄附促進と地場産品などのPR、販売促進及び地元企業の活性化などの相乗効果を図るため、寄附者にお礼の品（以下「返礼品」という。）として贈呈する商品やサービスを提供する事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

## 2 協力事業者の要件

市が募集する返礼品を提案することができる協力事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしている者とします。

- (1) 各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (2) 本社（本店）、支社（支店）及び工場等が市内にある法人・団体または個人事業者。もしくは市外の事業者であっても湖西市産の物品を取り扱っている事業者。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でない者。
- (4) 個人情報を取り扱う場合、十分に留意いただけること。
- (5) 市税の滞納がないこと。

(6) 食品を扱う事業者は、自らの表示に対する責任を果たせるよう、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類を整備し保存すること。

※ただし、上記各号の要件に適合しても、湖西市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、参加できない場合があります。

## 3 返礼品の要件

返礼品は、次に掲げる要件をすべて満たしている商品等とします。

- (1) 「総務省告示第179号第5条」及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて(問17～問29)」に記された地場産品基準に合致していること。

※返礼品の決定には総務省の確認があります。

- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（ただし、期間限定・数量限定で供給可能な商品等も要件を満たすものとする。）
- (3) 商品情報の開示が可能であること。
- (4) 食品は、産地名を適正に表示すること。

#### 4 登録返礼品の解除について

次の場合、返礼品の取り扱いを停止もしくは解除します。

- (1) 協力事業者より登録解除の依頼があったとき。
- (2) ふるさと納税に関する法律や地場産品基準が変更され適合しなくなったとき、もしくは総務省より適合しないと判断されたとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 協力事業者の登録要件や返礼品の登録要件を満たさなくなったとき。
- (5) クレームが多発するときや、市のイメージを損ねると判断した場合。
- (6) その他、ふるさと納税の返礼品や協力事業者としてふさわしくないと本市が判断した場合。

#### 5 ふるさと納税業務中間委託先

効率的な運営、安心安全を考慮したお礼の品の手配、顧客・配送等に係るデータの適正管理、クレーム対応等を万全に期すため、ふるさと納税業務の中間委託事業者（以下「委託先」という。）として株式会社さとふる、及びアステナミネルヴァ株式会社を指定します。

#### 6 寄附額の設定について

総務省が定める「地方税法第37条の2第2項第2号」及び「第314条の7第2項第2号」に基づき、返礼品の割合が寄附額の3割以下となるように市が設定します。

#### 7 費用負担について

ふるさと納税に関する返礼品代金及び送料、サイト掲載料、決済手数料、委託費用は本市が負担します。ただし本市及び委託先に責の無い場合の費用は負担しません。

#### 8 個人情報の保護に関して

協力事業者は個人情報の取扱いについては関連法令を遵守するものとします。

#### 9 その他留意事項

- (1) 登録されたお礼の品を変更・削除する場合は、事前に該当する委託先まで連絡してください。
- (2) お礼の品に寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託先へ必ず報告ください。
- (3) 湖西市が必要と認めたときは調査(実地調査を含む)を行う場合があり、その際は当該調査に応じる必要があります。
- (4) 食品表示法その他各種法規則の違反を行った場合や、湖西市が協力事業者又は

商品が本要項 2 及び 3 に定める要件に適合しないと判断した場合、協力事業者のエントリーや商品の掲載等を取りやめる場合があります。

- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入いただく事を推奨します。
- (6) 自社の EC サイト等にて湖西市ふるさと納税及び市の PR を積極的に行ってください。

## 10 損害賠償

協力事業者に、虚偽の申請、遵守すべき法規則等の違反等があったことにより、本市に損害(ふるさと納税に関する指定制度の解除等を含む)を与えた場合、本市は当該返礼品を提供する協力事業者に対して生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

## 11 協力事業者への申込み等について

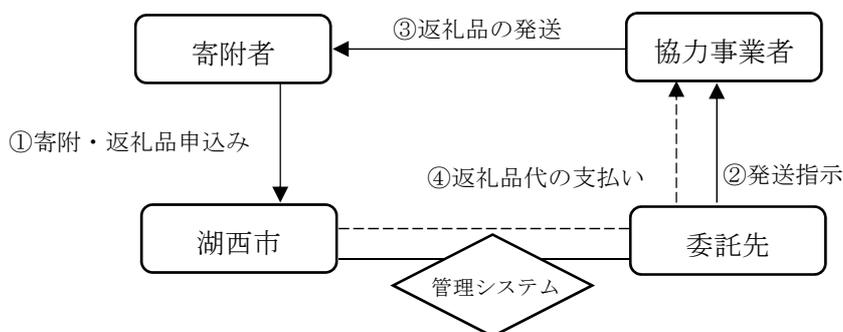
- (1) 申込期間

随時

- (2) 申込方法

別紙 1『湖西市応援寄附金（ふるさと納税）協力事業者エントリーシート』に必要事項を記入し、湖西市役所産業部文化観光課ふるさと納税担当までご提出ください。

- (3) ポータルサイト掲載時の大まかな事務フローは図の通りです。



### 【問い合わせ先】

湖西市役所 産業部 文化観光課 ふるさと納税担当  
〒431-0492 静岡県湖西市吉美 3268  
TEL : 053-576-4877 / FAX : 053-576-4876  
Mail: furusato@city.kosai.lg.jp

(別紙1)

## 湖西市応援寄附金(ふるさと納税)協力事業者エントリーシート

令和 年 月 日

湖西市役所  
産業部 文化観光課 ふるさと納税担当 宛

### <申込書>

「湖西市応援寄附金(ふるさと納税)協力事業者募集要項」に基づき、  
協力事業者として申し込みいたします。

事業者名	
代表者名	
所在地	〒 -
電話(固定)	
担当者 <small>※代表者と異なる場合</small>	
担当者電話	
担当者 メールアドレス	

湖西市応援寄附金(ふるさと納税)協力事業者募集要に反することがあった場合、その他ふるさと納税の返礼品提供に適合しないと判断した場合、返礼品提供や事業者登録を取り消すことがあることに同意します。

### 同意します

- ◆ご提供いただける商品詳細(商品名・価格・内容量・賞味期限・画像など)がわかる書類を別途添付ください。(商品詳細は、貴社ご使用フォームで結構です。)

**【申込先】 湖西市役所 産業部 文化観光課 ふるさと納税担当宛**

**Email: furusato@city.kosai.lg.jp**

**FAX: 053-576-4876**